

特別教育及び作業主任者の選任の対象となる作業の種類について

| | 特別教育 | 作業主任者の選任 | 備考 |
|-------------------------------|------|-----------------|---|
| 建築物又は工作物 ^{※1} の解体等作業 | ○ | ○ | 船舶等の解体等作業については含まれない。 |
| 石綿則第 10 条第 1 項の規定による封じ込め等の作業 | ○ | ○ | |
| その他の作業 | × | ○ ^{※2} | 船舶等の解体等作業のほか、石綿等を含む廃棄物の処理、運搬等の作業等が含まれる。 |
| 試験研究のため製造する作業 | × | ○ | 製造、輸入又は使用の禁止の解除手続が必要 |
| 試験研究のため取り扱う作業 | × | × ^{※3} | 製造、輸入又は使用の禁止の解除手続が必要 |

※1 「建築物又は工作物」とは、全ての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいうこと。

※2 「取り扱う作業」には、石綿等のガス、蒸気、粉じん等に労働者の身体がばくろされるおそれがない作業は含まれないものであること。（例：石綿を建築物内外装工事に使用する場合等であって、石綿成形品の張付け等発じんのおそれのない作業）

※3 一般に取り扱う石綿等の量が少ないこと、石綿等についての知識を有する者によって取り扱われていること等にかんがみ、作業主任者を選任すべき作業から除外。

特別教育の根拠法令

○労働安全衛生法第 59 条第 3 項

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

○労働安全衛生規則第 36 条

法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

1～36 (略)

37 石綿障害予防規則第 4 条第 1 項各号に掲げる作業に係る業務

○石綿障害予防規則第 4 条

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

1 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業

2 第 10 条第 1 項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

○石綿障害予防規則第 27 条

事業者は、第 4 条第 1 項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

1～5 (略)

2 労働安全衛生規則第 37 条及び第 38 条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

○石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成 17 年厚生労働省告示第 132 号）

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|------------------------|--|--------|
| 石綿の有害性 | 石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状 | 0.5 時間 |
| 石綿等の使用状況 | 石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法 | 1 時間 |
| 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 | 建築物又は工作物の解体等の作業の方法 湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項 | 1 時間 |
| 保護具の使用法 | 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 | 0.5 時間 |
| その他石綿等のおおしく露防止に関し必要な事項 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項 | 1 時間 |

(参考)

特別教育の講師の資格については、平成 17 年 3 月 19 日付け基発第 145 号において「特別の教育の講師についての資格要件は定められていないが、教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないことは当然である。」とされているところ。

労働安全衛生法に基づく特別教育規程の概要について

| | 四アルキル鉛等業務特別教育規程 | 酸素欠乏危険作業特別教育規程※ | 粉じん作業特別教育規程 | 安全衛生特別教育規程第21条 (廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育) | 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程 |
|----------|------------------------------------|--------------------------------------|--|--|------------------------------|
| 対象 | 令別表第5に掲げる四アルキル鉛等業務 | 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務 | 粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う粉じん規則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く。）に係る業務 | ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務等 | 石綿障害予防規則第4条第1項各号に掲げる作業に係る業務 |
| 有害性 | 四アルキル鉛の毒性 1時間 | 酸素欠乏症（等）の症状 0.5時間（1時間） | 粉じんに係る疾病及び健康管理 1時間 | ダイオキシン類の有害性 0.5時間 | 石綿の有害性 0.5時間 |
| 使用状況等 | | 酸素欠乏（等）の発生の原因 0.5時間（1時間） | | | 石綿等の使用状況 1時間 |
| 作業関係 | 作業の方法 1時間 洗身等清潔の保持の方法 1時間 | | 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 1時間 作業場の管理 1時間 | 作業の方法及び事故の場合の措置 1.5時間 作業開始時の設備の点検 0.5時間 | 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 1時間 |
| 退避、救急 | 事故の場合の退避及び救急処置の方法 1時間 | 事故の場合の退避及び救急そ生の方法 1時間 | | | |
| 保護具 | 保護具の使用の方法 1時間 | 空気呼吸器等の使用の方法 1時間 | 呼吸用保護具の使用の方法 0.5時間 | 保護具の使用の方法 1時間 | 保護具の使用の方法 0.5時間 |
| その他必要な事項 | その他四アルキル鉛中毒の防止に関し必要な事項 1時間 | その他酸素欠乏症（等）の防止に関し必要な事項 1時間（1.5時間） | 関係法令 1時間 | その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項 0.5時間 | その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項 1時間 |
| 合計時間 | 6時間 | 4時間（5.5時間） | 4.5時間 | 4時間 | 4時間 |

※ 当該欄における（ ）内の記述は、第2種酸素欠乏危険作業に係る業務に対する特別教育の規定の内容